

## 営業日・営業時間

営業日

月曜日～日曜日

営業時間

午前8時30分～午後17時15分

## 訪問介護とは

介護保険制度に基づき、担当の介護支援専門員が作成した介護計画に沿って、ホームヘルパー（訪問介護員）がその方のご家庭にお伺いし身体の介護と、家事を中心とした生活の援助を行います。

## 身体介護の内容

- 食事の介護
- 排泄の介護
- 入浴の介護
- 通院等の介護
- 身体の清潔の介護
- 外出時の移動の介護

## 生活援助の内容

- 住居棟の掃除
- 整理整頓
- 衣服の選択・補修・整理
- シーツ交換やベッドメイキング
- 生活用品の買い物
- 調理と配膳
- 話し相手

訪問介護（介護予防・日常生活支援総合事業）

北方の虹

事業所番号 2070501511

長野県飯田市北方2210番地1

TEL (0265) 48-0117

FAX (0265) 25-0212

E-mail kitagata-niji@ichiyokai-iida.jp

URL <https://ichiyokai-iida.jp>



## ○サービス料金(介護保険適応分)

表示は1割負担の料金となります。市町村から交付される負担割合証により、ご負担する割合が異なります。

**要支援1・2の方** ( ) は事業所と同一建物に居住する方の利用料金です。

サービス種別	サービス利用料金
訪問型独自サービスⅠ	1, 176円/月 (1, 058円/月)
訪問型独自サービスⅡ	2, 349円/月 (2, 114円/月)
訪問型独自サービスⅢ	3, 727円/月 (3, 354円/月)

訪問型独自サービス費Ⅰ…週1回程度の訪問型サービスを実施する場合

訪問型独自サービス費Ⅱ…週2回程度の訪問型サービスを実施する場合

訪問型独自サービス費Ⅲ…週2回以上の訪問型サービスを実施する場合

### 加算について

◎初回加算…200円

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問に属する月に自ら訪問介護を行った場合又は同行し行った場合

◎介護職員処遇改善加算Ⅰ

算定した総額の13.7%分を介護職員の処遇改善に充てられます。

◎介護職員等ベースアップ等支援加算

算定した総額(処遇改善加算を除く)の2.4%分を介護職員のベースアップに充てられます。

**要介護1から要介護5の方** ( ) は事業所と同一建物に居住する方の利用料金です。

身体介護が中心である場合

所要時間	サービス利用料金
所要時間20分未満	167円/回 (150円/回)
所要時間20分以上30分未満	250円/回 (225円/回)
所要時間30分以上1時間未満	396円/回 (356円/回)
所要時間1時間以上	579円/回 (521円/回)
所要時間1時間以上 30分増すごとに	84円/回 (76円/回)

生活援助が中心である場合

所要時間	サービス利用料金
所要時間20分以上45分未満	183円/回 (165円/回)
所要時間45分以上	225円/回 (203円/回)

### 加算について

◎初回加算…200円

新規に訪問介護計画を作成した利用者に対してサービス提供責任者が、初回もしくは初回訪問に属する月に自ら訪問介護を行った場合又は同行し行った場合

◎介護職員処遇改善加算Ⅰ

算定した総額の13.7%分を介護職員の処遇改善に充てられます。

◎介護職員等ベースアップ等支援加算

算定した総額(処遇改善加算を除く)の2.4%分を介護職員のベースアップに充てられます。

## ∞∞ 利用相談 ∞∞

利用に関するご相談など、お気軽に当事業所までお問い合わせください。

受付担当 サービス提供責任者 代田 電話番号 0265-48-0117